慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	投機目的有価証券の会計処理の再構成 : 損益および認識原則の本質を巡って
Sub Title	Reconstruction of accounting of trading securities
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2014
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.57, No.1 (2014. 4) ,p.1- 26
JaLC DOI	
Abstract	今日, 投機目的有価証券(いわゆる売買目的有価証券)は, 制度的には, 売却時価で評価され, 一般的には, 期末には保有損益, そして売却時には売却損益が生ずると理解されている。しかしながら, そうした処理の理論的根拠が解明されているとは, とうてい言えない。そこで, 改めて, 検討することにしたい。まずIにおいて, 保有損益と売却損益との混在によって生ずる理論的混乱を確認する。そうした理論的混乱を前提にする限り, 売買目的有価証券の損益の本質を売却損益とみなす疑似売却損益説と, その本質を保有損益とみる保有損益説とのいずれかに特化しなければならないと思われる。 結論的には, 前者は理論的に成立し得ないことをIIで, 後者が妥当であることをIIIで検討する。 そして, 最後にIVで, いわゆる金融資産の認識規約を取り上げることとしたい。
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20140400-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
第57巻第１号
2014 年 4 月

2014年４月23日掲載承認

投機目的有価証券の会計処理の再構成

――損益および認識原則の本質を巡って――

笠　井　昭　次

＜要　　約＞

今日，投機目的有価証券（いわゆる売買目的有価証券）は，制度的には，売却時価で評価され，一般的には，期末には保有損益，そして売却時には売却損益が生ずると理解されている。しかしながら，そうした処理の理論的根拠が解明されているとは，とうてい言えない。そこで，改めて，検討することにしたい。まずⅠにおいて，保有損益と売却損益との混在によって生ずる理論的混乱を確認する。そうした理論的混乱を前提にする限り，売買目的有価証券の損益の本質を売却損益とみなす疑似売却損益説と，その本質を保有損益とみる保有損益説とのいずれかに特化しなければならないと思われる。結論的には，前者は理論的に成立し得ないことをⅡで，後者が妥当であることをⅢで検討する。

そして，最後にⅣで，いわゆる金融資産の認識規約を取り上げることとしたい。

＜キーワード＞

保有損益，売却損益，収支差額，収入差額，保有損益と売却損益との混在の不合理性，疑似売却損益説，保有損益説，実現基準，実現可能基準，狭義発生主義，主観のれん学説

本稿で取り上げる投機目的有価証券は，前稿で論じた定利獲得目的の金融資産（拙稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成――測定規約の統一性を求めて――（１）（２）」『三田商学研究』第56巻第４号・第５号）とは，会計処理の点で対蹠的な性格をもっている。すなわち，定利獲得目的金融資産の場合には，その損益の性質は受取利息として統一的に理解されているが，その測定規約は，外観的には区区としている。それに対して，投機目的有価証券に関しては，その測定は時価評価で統一されているが，損益の性質は，期末時に時価評価したさいに生じる評価差額については保有損益とよばれているが，売却時に生じる差額については一般に売却損益と言われている。つまり，一般的には，保有損益と売却損益というふたつの損益が生じるとみなされているのであるが，その両損益の関係は，まったく明らかにされていない。したがって，本稿では，この投機目的有価証券の損益の本質を中心に，検討することとしたい。まずⅠにおいて，保有損益と売却損益とがふたつながらに生ずるとみなす一般的処理の不合理性を明らかにする。その解決の

方途としては，保有損益を売却損益の延長線上で解釈しようとする考え方と，すべてを保有損益として構成する考え方というふたつの方向があり得るが，そのふたつの考え方を，それぞれⅡおよびⅢで検討し，後者の妥当性を明らかにする。

そして，最後にⅣにおいて，派遣分資産の認識規約について探求する。

Ⅰ　一般的処理の不合理性

今日，一般的には，投機目的有価証券については，期末時には保有損益，売却時には売却損益が生じるとみなされている[1)]。しかし，保有損益と売却損益とが混在するというこうした理解には，著しい不合理性が含まれているのである。その点を，ここでは，時系列的な仕訳，および会計期間というふたつの視点から，明らかにすることとしたい。

（1）　仕訳にみられる整合性の欠如

いま投機目的で第Ⅰ期に購入した有価証券を第Ⅲ期に売却したとしよう。その時価が図表１の（イ）のようであったとして，その仕訳を示せば，（ロ）のようになる。

この（ロ）において，有価証券の購入時における評価額は，一般的には取得原価とみなされているので，第Ⅰ期期末に至って，売却時価で評価替えされることになる。また，各期期末には保有損益が認識されるとともに，売却時には売却損益が生じるとみなされている。

しかし，こうした理解によれば，（ハ）に示したように，損益の種類と性質（損益数値の性質）とにはズレができてしまうのである。そこには，ふたつの問題点がある。まず第１は，同じく保有利得であるにもかかわらず，第Ⅰ期期末のそれは収支差額であるのに対して，第Ⅱ期期末のそれは収入差額になっている。これは，どのように理解したらよいのであろうか。そして第２に，同じく収入差額であるにもかかわらず，第Ⅱ期期末の損益は保有利得であるのに対して，第Ⅲ期売却時のそれは売却利益になっている。これは，どのように理解したらよいのであろうか。とりわけ，売却利益というのは，商品の売却利益に照らせば，成果としての収益額（収入額系統の数

---

1)　売買目的有価証券の損益を「運用損益」と一括表示する立場も，ある。そこでは，いわゆる保有損益もいわゆる売却損益も，運用損益という用語によって表現されてしまうが，しかし，そうした表現上の取扱によっては，本質的な問題は，何も解決されていない。すなわち，借方側において，現金が商品あるいは貸付金等に投下され，そうした運用の結果として何らかの損益が生ずれば，その損益は，すべて運用損益に他ならない。つまり，この運用損益というのは，借方側の資産によって獲得される損益の総括的名称を意味している。

しかし，会計理論が論ずべきなのは，一方，商品等（価値生産活動にかかわる充用分資産）についての損益は売却損益であること，他方，貸付金等（派遣分資産）についての損益は受取利息であることなどを限定することなのである。つまり，会計理論は，運用損益の下位概念を類別しなければならないのである。その類別をすることなく（商品の売却損益，貸付金の受取利息等を識別することなく），それらを運用損益として括ったところで，商品等（充用分資産）・貸付金等（派遣分資産）の損益の本質を明らかにしたことにはならない。

そのように考えれば，売買目的有価証券の損益の本質につき，売却損益なのか保有損益なのかということにつき突き詰めた検討をすることなく，運用損益といった総括的用語（上位概念）で特質づけたところで，売買目的有価証券の損益の本質は，何も明らかにされていないのである。

図表 1

（イ）売却時価

第Ⅰ期（購入時）	第Ⅰ期末	第Ⅱ期末	第Ⅲ期（売却時）
100	120	130	160

（ロ）仕訳

第Ⅰ期購入時	有価証券100，現　　金100	有価証券100：取得原価
第Ⅰ期期末時	有価証券 20，保有利得 20	保有利得＝収支差額 （売却時価120－取得原価100）
第Ⅱ期期末時	有価証券 10，保有利得 10	保有利得＝収入差額 （売却時価130－売却時価120）
第Ⅲ期売却時	現　　金160，有価証券130 売 却 益 30	売却益＝収入差額 （売却時価160－売却時価130）

（ハ）損益の種類と性質とのズレ

	第Ⅰ期期末	第Ⅱ期期末	第Ⅲ期売却時
損益の種類	保有利得	保有利得	売却利益
損益の性質	収支差額	収入差額	収入差額

値）と犠牲としての費用額（支出額系統の数値）との差額であるから，収支差額のはずであるが，有価証券のそれが収入差額になっていることは，きわめて奇異なことと言わなければならない。

もっとも，このうちの第１の問題点については，購入時の有価証券の数値を取得原価とみなすのは，価値生産活動の考え方をそのまま適用している点で，問題なしとしない[2)]。購入時の数値が取得原価であるとすると，その数値は，期末時までのどこかで，売却時価に変質しなければなら

2）　売買目的有価証券等の金融資産についても，その入帳時の評価額が取得原価とみなされてしまっていることの原因としては，井尻雄士の価額帰属規則，あるいは全体計算の論理の影響が考えられよう。

まず前者の価額帰属規則の影響であるが，井尻は，旧実践を取得原価主義会計の体系とみて，３個の公理と５個の評価規則とからなる原価主義の公理システムを構築したが（井尻［1968］第４章），価額帰属規則は，その評価規則のひとつであり，「増分が非基本財（貨幣以外の経済財―笠井注）の場合，増分の価額を減分（貨幣の流出分―笠井注）の価額に等しいとおく」と定義されている。すなわち，現金100によりある経済財（非基本財）を取得した場合，通常［経済財××，現金100］と仕訳されるが，この仕訳における経済財は，一般に，貸方の現金支出100により評価される，というのである。この考え方は，日本ではきわめて普及しているので，金融資産の入帳規約の取得原価規定にも，この影響があるのかもしれない。

しかし，この公理システムで損益を規定するのは，価額比較規則であるが，この規則では，基本財（貨幣）の増分と非基本財（経済財）の減分との差額が価値増減額（損益）とみなされている。つまり，交換による損益（つまり価値生産活動）だけしか想定されていないのである。したがって，井尻の公理システムによって現行会計を説明することは，もともと無理なのである。

次に全体計算の論理の影響であるが，我が国においては，シュマーレンバッハ理論に影響されてのことであろうか，期間計算が，全体計算との関係において説明されることが多い。そして，その全体計算においては，損益は，すべて，収入額と支出額との差額として算出されるとみなされている。つまり，その収益および費用が必ず収入および支出を伴っている全体計算においては，（利潤を産出する）経済財それ自体によってではなく，その相手勘定たる収支によって，損益計算も遂行されるからである。例えば，有価証券を現金100で購入して，120で売却したとした場合，［（借方）有価証券100，（貸方）現金100］，［（借方）現金120，（貸方）有価証券100，売却益20］と仕訳されるが，全体計算においては，その損益は，有価証券それ自体によってではなく，［現金収入120－現金支出100］によって算出されるのである。こうした全体計↗

なくなる。そんなことなど，理論的にあり得るのであろうか。さらには，その時点を特定することなど，理論的に可能なのであろうか。

有価証券は，もともと，人間労働力によって生産されたものではないいじょう，生産のために要した犠牲値という概念には馴染まない。当初（購入時）より，期待キャッシュインフローにかかわる割引現在価値としての売却時価で評価されなければならないのである。つまり，有価証券というのは，売却時価差額の獲得を企図して取引されるものであるから，「現在（第Ⅰ期購入時）の売却時価は100であるが，その売却時価が，第Ⅰ期期末には120，第Ⅱ期期末には130，そして第Ⅲ期売却時には160になっていること（したがって，その売却時価差額60の利得を獲得できること）を期待して，現金100が投下された経済財」なのである。したがって，第Ⅰ期期末・第Ⅱ期期末に売却時価で評価するいじょう，第Ⅰ期購入時にも売却時価で評価しなければならない理である。

そのように考えれば，第Ⅰ期期末における損益の性質は，収入差額になり，投機目的有価証券の損益の性質は，一貫して収入差額であることになる。しかし，その場合にも，同じく収入差額であるにもかかわらず，どうして，保有損益と売却損益という別の損益になるのか，という第２の問題点は，依然として解消されていない。

以上のように，仕訳でみるかぎり，保有損益と売却損益とが共に生じた場合，損益の性質が共に収入差額になっている，という不合理な事態が生起してしまうのである。もっとも，こうした指摘は，ともすれば，単なる仕訳にかかわる技術的な相違にしかすぎず，そのかぎりで，マニアックなこととみなされがちである。とりわけ，意思決定有用性に支配された今日の会計理論研究においては，そうである。

しかしながら，そうした理解は，根本的に誤っていると筆者は考えている。すなわち，そもそも，会計処理（仕訳）というのは，経済事象の本質を表現すべきものであるから，その会計処理（仕訳）には，当該経済事象の本質が，顕現化しているはずなのである。そのように考えるかぎり，会計処理（仕訳）に不合理があるとすれば，それは，当該経済事象の本質の捉え方に理論的欠陥があるということを含意しているのである。そうであれば，合理的な仕訳を追究することにより，当該経済事象の本質が見えてくるはずなのである。さらには，その仕訳の合理性により，当該経済事象についての捉え方の妥当性が保証されるのである。

そのように考えれば，仕訳の合理性を，技術的なことあるいはマニアックなことと貶めてはならず，合理的な仕訳が形成されるように努めなければならない。その意味で，投機目的有価証券に，保有損益と売却損益とが生ずるという一般的理解は，再検討されなければならないのである。

↘ 算の発想が期間計算に持込まれれば，すべての資産は，現金支出額で評価されることになってしまうであろう。

しかしながら，会計理論の説明対象は，期間計算における損益計算である。そこでは，経済財自体によって損益が産出されるいじょう，相手勘定たる収支によってではなく，当該経済財それ自体の経済的性質によって，その入帳額も規定されなければならないのである。この点については，笠井［2005］第４章を参照されたい。

（２）　保有損益と売却損益との混在の不合理性

一般的には，図表１に示したように，一方，第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末には保有損益が，他方，第Ⅲ期売却時には売却損益が生ずるとみなされている。つまり，有価証券には，保有損益と売却損益というふたつの損益が産まれるとみなされているのであるが，そのことの合理性は，これまでのところ，何ら論証されていない。人間労働力により産出されたものではない有価証券に，本当に売却損益など，生ずるのであろうか。有価証券の取引について，一般的には，たしかに売却という日常用語が使われているが，一方的にそうした日常用語に引きずり回されることは，理論的にはけっして好ましいものではない。その点については，例えば日常用語法としては，「太陽が東から昇る」という表現が日常茶飯に使われているとしても，天体運動を科学理論的に考察するにさいしては，そうした日常用語法に惑わされてはならない，といった事例を想起すればよいであろう。

それはともかく，図表１においては，第Ⅰ期期末および第Ⅱ期期末の保有損益および第Ⅲ期売却時の売却損益が，共に収入差額になっているが，同じく収入差額であるのに，なぜ，一方は保有損益，他方は売却損益と，異なっているのであろうか。とりわけ後者の売却損益が問題である。価値生産活動においてみたように，売却損益なら，収支差額になっていなければならないのではないだろうか。

今日，こうした疑問が提起されることは，皆無であると言ってよいであろう。しかし，これまでにも繰返し指摘したように，本当に，それでよいのであろうか。確実な根拠を提示して社会的に貢献することが，科学理論の役割であると考える本稿の立場によれば，こうした体系内的な首尾一貫性の確保は，知識体系に確実性を与えることに通底しているのである。したがって，正に理論が，そうしたことを論理的に説明しなければならないのではないだろうか。そのためには，まずもって，保有損益と売却損益とがふたつながらに生じていることの奇妙さに気付いていなければならないはずである。

そこで，いま，６ヶ月決算（１月１日～６月30日，７月１日～12月31日）のある企業において，２月１日に有価証券を購入したが，その時点の時価は100で，それ以後はずっと120だったとしよう。その場合，５月１日に売却した場合と，８月１日に売却した場合とでは，図表２の（イ）のように，その損益の種類が異なってしまう。

（イ）において，５月１日に売却した場合には，言うまでもなく，売却益20が生じる。しかし，８月１日に売却した場合には，前期末（６月30日）に120で評価替えし，保有利得20が算出されているので，８月１日には，売却損益は生じないとみるべきであろう。いずれにしても，全体損益は20で変わらないが，しかし，６月30日という決算日の前で売るか後で売るかによって，その損益の種類が，売却益から保有利得に変質してしまっているのである。日常用語法的には，いずれも，売却という行為により，現金収入額を獲得したのに，どうして，このような変質が生じてしまったのであろうか。決算日（６月30日）に，そうした変質を引き起こす力があるとは思われない。通説が，保有損益と売却損益との混在を主張するなら，この点についての合理的説明が必要であると思われるが，合理的説明どころか，こうした問題を自覚した文献すら，筆者は寡聞に

図表 2

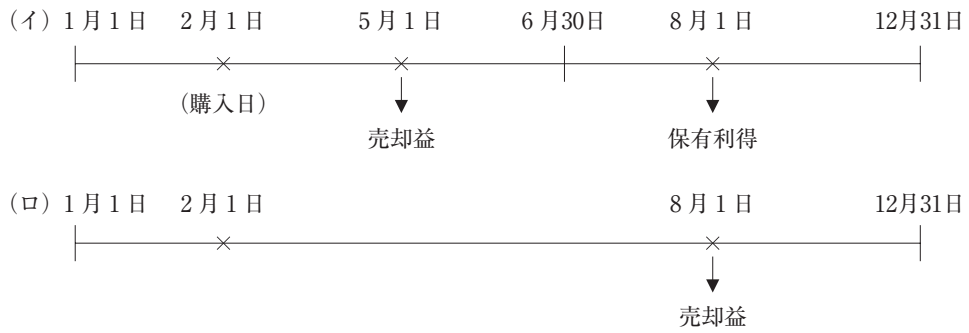

して知らない。

図表２において，８月１日に売却した事例について，さらに考えてみよう。いまこの企業が，１年決算にしたとしよう。その場合には，（ロ）に示したように，売却益が生じざるを得ない。（イ）の６ヶ月決算の場合には，保有利得であったわけであるから，決算期間を半年から１年に変えることによって，損益の種類が，保有損益から売却損益に変質してしまったわけである。決算期間の変更とは，決算日の変更であるから，ここでも，そのように損益の種類を変えるような力が，決算日に具わっているかどうかが問われているわけである。つまり，こうした内在的な首尾一貫性の欠如に対する合理的な説明が必要なはずであるが，通説においては，そうした説明は，一切なされていないのである。というより，そうした内在的首尾一貫性を貫徹しようという問題意識自体が，欠落しているのではないだろうか。

以上のように考えると，売却損益と保有損益とがふたつながらに生ずるという理解は，理論的には妥当ではない。ここに，純理論的には，有価証券損益の本質を何らかの売却損益とみて，保有損益をも擬似売却損益とみなす立場と，有価証券損益の本質を資本貸与に伴なう時間的報酬とみて，売却損益をも保有損益と位置づける立場とのふたつに分岐するのである。そのふたつの立場を，それぞれⅡおよびⅢで検討することにしよう。

Ⅱ　擬似売却損益説の立場

有価証券の損益を認識するにさいしては，実現基準の要件を緩和することにより実現可能基準を援用する立場がひとつの有力な見解であるが，そうした理解においては，「特別な努力なしに増価を……（中略）……短期に貨幣等価物に転換できる市場の存在」（醍醐［2008］23ページ）が，きわめて重視されている。そのことは，現に保有している資産の（経営者の特別な努力を必要としないほどに）売却が容易であるという性格により損益の計上が認められ，その損益が「保有損益」と名づけられた，ということを意味している。つまり，保有中の資産についても損益を認識するがゆえに，その損益が「保有損益」とされたのであろうが，そのことは，必ずしもその損益

の本質を意味するものではない。有価証券に「保有損益」が認められることの本当の根拠は，「売却容易性」という性格にあるのではないだろうか。実現可能基準に基づく「保有損益」とは，資産を時間的に保有したことに基因するのではなく，現在保有しているにもかかわらず将来の実際売却とほぼ同じ状況が生じているがゆえに，認められるのである。そのかぎりで，その損益は，将来の売却損益のいわば前取りに他ならず，（時間的に保有したことに対する）保有損益といった性格のものではあり得ない。そうであれば，期末時に売却時価で評価することによってその評価差額を計上することは，売却が擬制されているとでも考えなくてはならないであろう。また，言うところの保有損益を，そのように擬似売却損益とみることによって，実際売却時における差額を売却損益とみなす処理との整合性が得られるのではないかと思われるのである。つまり，保有損益の本質は，擬似売却損益ということになりそうである。

ただし，各期末にこの擬似売却損益が計上されるとなると，有価証券が複数回売却されることになってしまう。こうした不合理性を避けようとすれば，当期末あるいは翌期首に，買戻しあるいは再購入を擬制せざるを得なくなるであろう。したがって，こうした通説の立場によれば，次のような処理にならざるを得ない（ここでは，再購入を擬制しておいた）。

図表 3

第Ⅰ期購入時	有価証券100，	現　　金100
第Ⅰ期期末時	未 収 金120，	有価証券100
		擬似売却益 20
	有価証券120，	未 収 金120
第Ⅱ期期末時	未 収 金130，	有価証券120
		擬似売却益 10
	有価証券130，	未 収 金130
第Ⅲ期売却時	現　　金160，	有価証券130
		現実売却益 30

実現可能基準説に依拠した場合の実相は，上記のような仕訳で表現され得ると筆者は考えている。保有損益といった用語は，一般的理解の実相を表現するものではない。したがって，この仕訳を対象にして，その理論的妥当性が議論されなければならないわけである。

結論的には，こうした理解は，次の３点により否定されなければならないであろう。まず第１は，売却擬制が，各期末でなされた企業の保有意図に抵触していることである。すなわち，企業は，期末時点において，保有という行為を断念すること，つまり実際に売却することもできたはずである。しかし，当該企業は，おそらく売却時価がさらに高騰することを予測して，そうした時価差額を獲得するために，売却せずにさらに保有し続けるという意思決定を行なったはずなのである。それにもかかわらず，売却するという擬制をおくことは，そうした意思決定と自己矛盾している。つまり，売却という擬制自体が，期末時点で有価証券を保有し続けるという企業の企図に反している。したがって，そうした擬制自体が，合理性を欠いていると言わざるを得ないのである。

第２は，今日一般になされている期末時の仕訳は，［有価証券××，保有損益××］であるが，

図表３における仕訳は，この一般的仕訳を合理的に説明していないことである。もちろん，今日一般になされている仕訳が理論的に誤りである可能性もあり得るが，その場合には，誤りであることの論拠をキチンと論証しておかなければならない。しかし，そうした論証がなされたことを筆者は寡聞にして知らない。

さらに，取得原価主義会計の論理にも理解を示す論者からつとに指摘されていることではあるが，第３に，有価証券の市場価格によっては擬似売却損益を測定できないことである。すなわち，「期末に売買しようとしている人にとっての期末の株価はあくまでも『過去における他人の取引価格』であって，将来については何も約束されていない[3)]」という批判が，それである。つまり，市場価格というのは既になされた取引の結果にすぎないのであるから，その取引価格が判明した時点で売却しようとしても，その価格で売却できるとは限らない。こうした有価証券の原価評価説の立場からの批判は，期末時における測定差額を，時間的に保有したことによる損益ではなく，売却を擬制した擬似売却損益とみなすこの立場には，たしかに妥当するのである。

この点については，有価証券の保有中の時価測定が販売時点における実現売却利益とは異なり単なる含み益を産むにしかすぎないいじょう，有価証券の時価評価を主張するためには，「短期投資の評価時点現在の『保有損益』がその販売時点における『売却損益』に匹敵するものであること[4)]」を論証する必要がある，といった形で批判されることもある。実現可能基準説に基づく保有利得の主張に対しては，この批判も，たしかに正鵠を射ている。

以上のように考えれば，疑似売却損益説は，理論的に成立し得ないと言わざるを得ない。そもそも，有価証券の場合，擬制にせよ売却・再購入という経済行為に，どれほどの意味があるのであろうか。例えば価値生産物である費用性資産については，購入時価と売却時価とが異なっているので，購入した時点で直ちに販売したとしても，いわゆる操業利益が生ずる。したがって，売って直ちに買って，また売るという行為を繰返すことによって，より多くの損益を獲得することができる。そこでは，資本の回転ということも，利益獲得の重要な要素なのである。

しかし，有価証券のような金融資産においては，購入時価と売却時価とは，同一である。さらに，同じ銘柄の有価証券を売ってすぐに買うということは，時価の上昇を予想しているからであ

3)　広瀬［1995］40ページ。ただし，もともと有価証券と商品との異質性を前提にして立論されている派遣分資産説における保有損益については，この批判はあたらない。むしろ，商品等の売却損益と有価証券の保有損益（含み益）とはもともと異質である，という派遣分資産説の立場からすれば，逆に，原価評価の立場は，有価証券と商品とを同一カテゴリーとみなしている点で，問題がある。貨幣性資産・費用性資産分類にみられる理論的欠陥を直視したうえで，有価証券についてなぜ売却損益が生ずるのか，有価証券と商品とがどうして同一カテゴリーに属するのかという点を，改めて説明する必要があることになる。

4)　加古［1991］36ページ。ただし，この批判も，派遣分資産としての有価証券には妥当しない。すなわち，こうした批判は有価証券が商品等と同じく費用性資産であるという前提にたっていると思われるが，問題は，その前提の妥当性にある。有価証券を派遣分資産という第３の資産カテゴリーとみるかぎり，売却によってではなく保有したという事実によって損益が産まれる。その場合には，その損益は，期首と期末との株価の差額によって算出されるので，有価証券に割当てられる数値は，期末現在の株価でなくてはならない。こうした意味での保有損益にとっては，期末株価は，期末時点において，けっして過去のものではなく，現在のものなのである。

ろう。その場合に，経済人が，売ってすぐに買うといった経済行為を行なうとは思われない。なぜなら，売ってすぐに買うという経済行為を行なったとしても，売却時価と購入時価とが同じであるいじょう，そうした経済行為からいかなる利得も生じないからである。すなわち，そこから得られる全体損益は，保有し続けた場合と同様に，当初に購入したさいの時価と最終的に売却したさいの時価との差額なのである。

しかも，売って直ちに買うという経済行為の場合には，その売買に取引手数料等の経費が必要になるし，さらにタイムラグを考えると，値上がりしている可能性が否定できないので，買い戻せる有価証券の量が減少するリスクさえある。保有したままにしておけば，そうした経費負担およびリスク負担を負う必要もない。このように，資本の回転による利得を期待できない有価証券の場合に，売って直ちに再投資するといった経済行為を，経済人が行なうとは筆者には思われないのである。

結論的には，投機目的有価証券の損益の本質は，有価証券を一定期間保有したことによる保有損益とみることが妥当であると筆者は考えている。次に，その点を検討しよう。

Ⅲ　保有損益説の立場

（1）　売却時における保有損益計上の合理性

この保有損益説の立場によれば，有価証券の損益は，資本貸与に基づく時間的報酬を意味している。したがって，第Ⅰ期期末の保有損益は購入時から第Ⅰ期期末まで有価証券を保有したことの損益，また第Ⅱ期期末の保有損益は，第Ⅱ期期首から第Ⅱ期期末まで有価証券を保有したことの損益なのである。保有損益を，そのように保有したことの損益，つまり時間が経過したことにかかわる損益と理解するかぎり，第Ⅲ期売却時においても，第Ⅲ期期首から売却時まで有価証券を保有したいじょう，その保有にかかわる損益が生ずる理である。つまり，30（＝160－130）だけの保有損益が，まずもって生ずるのである。この30を保有損益として理解するかぎり，それが収入差額であることは，当然のことであり，図表１（ハ）で指摘したような難点（売却損益なのに収入差額であるという難点）を回避できるばかりか，有価証券のすべての損益を，収入差額としての保有損益として，首尾一貫して説明できるのである。それを図表１の事例によって示せば，次のようになる。

図表 4

第Ⅰ期購入時	有価証券100，現　　金100	有価証券100：売却時価
第Ⅰ期期末時	有価証券 20，保有利得 20	保有利得＝収入差額 （売却時価120－売却時価100）
第Ⅱ期期末時	有価証券 10，保有利得 10	保有利得＝収入差額 （売却時価130－売却時価120）
第Ⅲ期売却時	有価証券 30，保有利得 30	保有利得＝収入差額 （売却時価160－売却時価130）
	現　　金160，有価証券160	

（2）　売却時における売却損益非計上の合理性

保有損益を，以上のように，保有したことの時間的損益と理解するかぎり，売却時において，売却時までの保有損益を計上することによって，有価証券は，売却時価額に評価替えされることになる。したがって，その後に，いわゆる売却により，その額だけの現金収入が生じても，損益は生じない理である。図表４の末尾の仕訳から明らかなように，そこでは，有価証券160と現金160との交換が生じ，ストック構成が変化するだけなのである。

つまり，この売却による現金収入は，既述のように，価値生産活動における商品の引渡しに伴う現金収入とは，まったく意味を異にしており，単に，資本貸与活動の終結を意味するにすぎないのである。そのことは，有価証券が資本貸与活動に伴う派遣分資産であることに留意するならば，きわめて当然のことなのである。すなわち，売却しない（売却による現金収入がない）ということは，資本貸与活動を継続することによって，将来，時価高騰という時間的損益の獲得を企図するものに他ならない。投機目的有価証券の場合，そうした時間的損益の獲得を断念するということが，売却という行為に他ならず，そのことによって，貸与した資本の回収が行なわれるのである。有価証券を資本貸与活動にかかわる派遣分資産と位置づけるかぎり，売却とは，価値生産活動に関する商品のような損益を獲得するための行為ではなく，逆に，損益獲得の断念（つまり貸与資本の回収行為）を意味しているのである。このことは，アキュムレーション法（利息法）において，償還時に償還収入があったさいには損益が生じない，ということと軌を一にしている（この点は，（3）でさらに言及する）。

以上のことを，「売却損益」の実質的な経済的意味の点からみれば，次のようになる。価値生産活動に伴う売却損益の算出には，費用と収益というふたつの要素が不可欠であり，かつ，その両者は，犠牲（努力）と成果という関係にあるのである。すなわち，商品・製品等は，場所的移転あるいは諸財の組合せといった当該企業の努力（経済行為）によって，創出されたものであり，したがって，そこに付加された価値にしても，当該企業の努力（経済行為）に帰せられるのである。そうした当該企業みずからの努力（経済行為）によって初めて，収益が獲得されるのである。

売買目的有価証券の場合にも，たしかに売却という用語が一般に使われてはいるが，　しかし，その実質は，価値生産活動におけるそれと同じ意味内容をもっているのであろうか。例えば有価証券の時価が変動したのは，保有している企業の努力（経済行為）の結果なのであろうか。時価が高騰するために，保有企業は，何らかの努力（経済行為）を行なったのであろうか。もちろん，どの企業の株価が高騰するかについて，いろいろ調査したであろう。しかし，その調査が論理的に時価の高騰を招いたのであろうか（逆に言えば，調査しなければ，株価の高騰はなかったのであろうか）。価値生産活動においても，どの製品を産出したらよいか，種々調査したはずである。しかし，そうした調査努力そのことが製品を産出することなどあり得ない。言うまでもなく，そうした調査活動とはまったく別の生産活動が，製品を産み出すのである。有価証券については，そうした意味での生産活動などあり得ない。保有企業は，ただ保有していた（リスクに耐えていた）だけなのである。売却は，その中止を意味するにすぎない。有価証券の「売却損益」なる損益に，価値生産活動における努力と成果との関係を認めることは，理論的には不可能であろう。

以上の分析は，日常用語に過度に囚われることの危険性を示唆している。既にふれたように，地動説が一般に認められている今日においても，日常生活のうえでは，「太陽が東から昇る」という表現が使われている。しかし，そうした表現が使われているからといって，それに依拠して天体運行の原理が導出できると考えてしまってよいのであろうか。有価証券の「売却損益」についても，同断である。ここでは，会計学上の学理を追究しているのであるから，日常用語に過度に囚われてはなるまい。

それはともかく，以上で述べたことは，資本貸与活動という経済行為の特質を自覚するかぎり，きわめて当然のことなのであるが，これまでのところ，この活動は，ひとつの独立した経済活動としては認知されていない。したがって，ともすれば，価値生産活動の考え方によって理解されがちであった。そのため，上記のような有価証券の処理は，理解し難いのかもしれない。とりわけ，有価証券の場合には，商品と同様に，売却という経済行為が不可欠なので，どうしても，商品の考え方に影響されることになる。しかし，その点，満期まで保有することにより定利の獲得を企図する割引債等の場合には，売却という行為がないだけに，理解が容易であろう。そこで，念のため，有価証券に関する（１）（２）の処理の合理性を，割引債によって確認しておこう。

（３）　割引債における損益計上の論理

いま会計期間が１年（１月１日～12月31日）のある企業が，償還期限２年，額面100の割引債を第Ⅰ期の７月１日に96で購入したとしよう。その場合，購入日，第Ⅰ期期末および第２期期末の仕訳は，次のようになろう（利息の処理については，ここでは，便宜，定額法を用いている）。

図表５

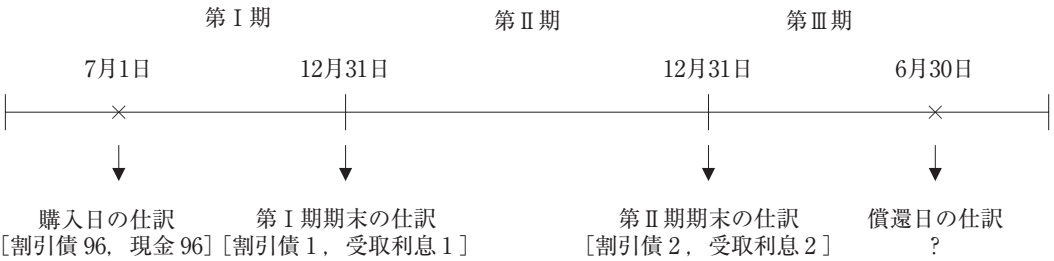

問題は，第Ⅲ期６月30日の償還日における仕訳である。売却損益を計上した有価証券に関する考え方を持込めば，［（借）現金100，（貸）割引債99，償還益１］ということになろう。この仕訳によれば，償還時には，償還益という，期末の受取利息とは異なった損益が生ずることになろう。

しかし，そうした仕訳は，理論的には妥当ではない。もし第Ⅰ期末および第Ⅱ期末の受取利息が，それぞれ，第Ⅰ期７月１日から12月31日まで，および第Ⅱ期１月１日から12月31日まで，資本を貸与したことの時間的報酬であるなら，第Ⅲ期償還時においても，１月１日から６月30日まで資本を貸与しているいじょう，まずもって，そのことの時間的報酬が計上されなければならない理である。受取利息は，けっして期末においてのみ計上されるわけのものではない。むしろ，

それが時間的報酬であるいじょう，本来的には，時間の経過に従って逐次計上されるべきであって，期末に一括計上するのは，便宜的処理とみるべきであろう。したがって，償還日において，まずもって，［（借）割引債１，（貸）受取利息１］という仕訳がなされても，けっして異とすることはないはずである。

その場合には，割引債の評価額は100になっているので，現実に償還収入があった場合にも，［（借）現金100，（貸）割引債100］という仕訳になり，償還益といった損益は，一切生じない。割引債が，資本貸与による時間的報酬を企図したものであるいじょう，償還収入により損益が生じないのも，きわめて当然のことなのである。なぜなら，言うまでもなく，受取利息は，資本を貸与している時間分だけにつき生ずるはずであるが，償還収入は，その資本貸与を終結させること（損益獲得を断念すること）を意味するものに他ならないからである。

以上のように考えれば，償還日における［（借）割引債１，（貸）受取利息１］および［（借）現金100，（貸）割引債100］という仕訳は，割引債の資本貸与活動という特質を勘案するかぎり，きわめて当然のことなのである。そうであれば，投機目的有価証券を資本貸与にかかわる派遣分資産と認めるならば，第Ⅲ期売却時に，図表４におけるように，［有価証券30，保有利得30］［現金160，有価証券160］と仕訳したとしても，何ら異とするには当たらないのである。

（４）　仕訳の意義

以上のように，仕訳の論理的な首尾一貫性を念頭におくかぎり，有価証券の出帳時点においても，売却益ではなく，「保有利得」が生じるのである。しかるに，もっぱら「有価証券を売却して損益を得た」という，日常用語法に準拠した観念的な記述に囚われてしまうと，そこに売却損益が生ずることは，疑いようのないこととしか思えなくなる。しかし，それは，会計的には，いわばひとつの錯覚にすぎない。複式簿記を前提にするいじょう，貸借複記という仕訳形式によって考えなければならない。そうした視点にたつかぎり，有価証券の売却による損益は，「保有損益」と理解されなければならないのである。

以上のことは，仕訳によって考えれば，一目瞭然のことなのであるが，今日，仕訳つまり複式簿記そのものがきわめて疎かにされ，観念的記述に終始しているので，看過してしまうのではないだろうか。すなわち，現行会計が複式簿記を前提にした測定機構であるいじょう，複式簿記固有の貸借複記という仕訳形式に，会計的認識が投影しているはずなのである。つまり，仕訳の相違は，会計的な認識の仕方の相違を意味しているのである。したがって，複式簿記を用いた現行会計の説明理論の構築を企図するかぎり，この仕訳という形式のなかでの首尾一貫性を問題にせざるを得ないのである。逆に言えば，仕訳そのものが首尾一貫するように論理が組み立てられなければならない，ということである。しかるに，今日，複式簿記を前提にしているにもかかわらず，そうした仕訳形式のもつ意味は忘れ去られ，利益額の算出およびその期間配分額が，もっぱら記述的にあるいは観念的に取り上げられている。そのことが，会計理論に，多くの混乱を招いているのである。

有価証券に売却損益が生ずるとみなされていること，あるいは少なくとも，そのことが明示的

に否定されていないこと，さらには，売却損益と「保有損益」とがふたつながら生ずることに疑問すらもち得ないことは，そのひとつの顕れにすぎない。このように，複式簿記における仕訳を手掛かりにして論理を構成することは，観念的に記述することが理論だと錯覚している研究者には，マニアックなことと貶しめられがちである。しかしながら，そのことが，上記のような理論的混乱を生み出しているのである。

複式簿記を所与の前提として説明を組み立てようとするかぎり，仕訳形式の中で，考察することの重要性に思いを致すべきであろう。

Ⅳ　派遣分資産の認識規約

最後に，派遣分資産の損益に関する認識規約を取り上げよう。派遣分資産というのは，人間労働力によって生産されたものではないので，いわゆる生産価格なるものは，存在しない。その価格は，将来の期待キャッシュインフローと利子率とによって算出されるので，いわゆる割引現在価値に他ならない。しかし，その保有目的に従って，その割引現在価値は，時価あるいは増価という形態をとる。そして，時間の経過に従って，その割引現在価値（時価・増価）が増減するが，その割引現在価値差額（時価差額・増価差額）が，派遣分資産の損益となるのである。

派遣分資産に関するその損益は，本来，資本を一定期間貸与したことに対する時間的報酬であるから，「みずからの努力により付加価値を付けたうえで市場に提供することによって，交換的損益の獲得を企図する」充用分資産の処理規約と異なっていてもしかるべきであろう。現に，測定規約については，充用分資産が取得原価，派遣分資産が割引現在価値（時価・増価）という相違が，あるのである。それにもかかわらず，認識規約については，一般的に，拡大された実現基準，あるいは実現概念の延長線上にある実現可能基準が援用されている。そのことは，充用分資産と派遣分資産とを本質的に異なった損益獲得活動と位置づけている本稿の立場からすれば，きわめて奇異なことと言わなければならない。そこで，価値生産活動とは異質な資本貸与活動という損益獲得活動にかかわるものとしての派遣分資産に相応しい固有の認識規約を，改めて構想することにしよう。まず（1）において，会計上の認識規約としては，一般的に，確実性・確定性という要件が，必要とされることを確認したうえで，派遣分資産損益と確実性との関係を（2）で，また派遣分資産損益と確定性との関係を（3）で検討する。その検討結果を承けて，派遣分資産の損益の認識規約を狭義発生主義として定式化することとしたい。そして最後に，実現概念の拡大により，派遣分資産の損益を説明できるとする見解について，（4）でその理論的問題点を検討し，そして（5）において，そうした理解が破綻したことの原因を穿鑿することとしたい。

（1）　会計上の認識規約の一般的要件

会計的に損益を認識するための要件としては，損益の成立が確実になったこと（損益の成立が後戻りしないこと），および損益の数値が確定したことの2点が，指摘できる。ただし，価値生産活動の場合には，それが交換的損益という形態の損益を産み出すがゆえに，そこでは，交換に伴

う財の引渡し（費用）と対価の受取り（収益）というふたつの損益計算要素が，存在した。このように，二面的損益計算形態であったために，その確実性・確定性という要件は，主として，対価（収益）が具えるべき性質として顕現化したのであった。しかし，この資本貸与活動においては，本稿で取り上げた投機目的金融資産については保有損益，そして前稿で取り上げた定利獲得目的金融資産については受取利息が生ずるが，そのことから明らかなように，損益計算要素はひとつしか存在しない。そこで，その損益計算要素（保有損益・受取利息）を，ここでは，価値生産活動に関する収益・費用と峻別して，利得（損失）とよべば，資本貸与活動に関する認識規約に関しては，確実性・確定性という要件は，利得（損失）が具えるべき性質として顕現化するのである。

このように，その作用する計算対象にこそ相違はあれ，資本貸与活動の損益にも，価値生産活動の損益と同じように，その認識のためには，確実性・確定性という要件が，必要とされるのである。それは，現行会計実践を合理的に説明することを企図するかぎり（説明理論の構築を企図するかぎり），その計算目的としては，処分可能利益の算出が措定されなければならないからである。すなわち，会計において算出される利益というのは，言うまでもなく，株主への配当，役員への賞与，あるいは納税などとして処分されるのである。つまり，処分可能利益に他ならない。その点，例えば単なる投資意思決定への役立ちのためだけなら，その利益額は，将来の予測を含む見積額であっても，一向に差し支えないであろう。しかし，処分可能利益の場合には，ひとたび利益額が算出されると，上述のように，処分ということが，現実のものとなるのである。したがって，処分後の混乱を避けるためには，損益成立の確実性および損益額の確定性が，不可欠の要件になるのである。

しかしながら，価値生産活動と資本貸与活動とは異質な損益獲得活動であるから，具体的には，収益・費用にかかわる二面的損益計算と利得（損失）にかかわる一面的損益計算という相違，および交換的損益と時間的損益という相違があるのであるから，確実性・確定性の具体的内容も，おのずと異なってこざるを得ない。そのことを念頭において，派遣分資産にかかわる確実性および確定性の内容を，それぞれ（２）および（３）で検討することにしよう。そのうえで，派遣分資産の損益の認識規約を，充用分資産に関する発生主義・実現主義・対応原則とは区別して，狭義発生主義として定式化することにしたい。

（２）　派遣分資産の損益と確実性

まず派遣分資産の損益（受取利息・保有損益）の確実性について考えてみよう。派遣分資産の損益というのは，一定期間だけ資本を貸与したこと（資金を貸与先に利用させたこと）に対する時間的報酬であるから，現実に資本を貸与した時間分だけの損益が発生する。つまり資本貸与時から期末時まで（あるいは期首時から期末時まで，または期首時から資本貸与の回収時まで）現実に資本を貸与したという事実の発生自体が，損益の産出事象に他ならない。したがって，そのこと（資本貸与事実の発生）によって，受取利息あるいは保有損益という利得（損失）の獲得が，確実になるのである。逆に言って，資金を貸与先に現実に利用させたという事実が発生していない資

本貸与時（あるいは期首時）においては，資本貸与が現実に継続されるかどうかは将来の事象であり，不確実である。したがって，その利得（損失）の発生にしても，不確実である。例えば，償還あるいは売却等により，資本貸与という関係が清算されるかもしれないのであるから，利得（損失）の発生は，確実ではない。しかし，時間が経過し期末時に至った時点で，そうした事態が生じなかったわけであるから，その期間，資金を貸与先に現実に利用させた，という事実が発生したわけである。したがって，その利得（損失）の発生も，確実になったわけである。

以上のように，派遣分資産については，資本を貸与した（資金を貸与先に現実に利用させた）という事実が，その利得（損失）の発生に確実性を与えること（後戻りさせないこと）になるのである。そうした意味で，期末時（ひいては，一定の時間が経過した後のすべての時点）において，利得の発生自体は，後戻りしないので，確実性を帯びているわけである。もちろん，その損益は，保有目的に規定されるので，定利の獲得を企図して資本を貸与した場合には，貸与した時間分の受取利息の発生が，確実になるし，時価の高騰を想定し時価差額の獲得を企図して資本を貸与した場合には，貸与した時間の経過中に生起した時価変動につき，その時価変動差額としての保有損益の発生が，確実になるのである（もっとも，この場合には，投機的損益の獲得を企図しているのであるから，もちろん，保有利得のみならず，保有損失が生ずることもある）。

このように考えれば，派遣分資産の損益（受取利息・保有損益）は，確実性という要件を充たしているとみてよいと思われるが，念のため，価値生産活動の損益と比較することによって，この点を確認しておこう。

価値生産活動というのは，他者の欲望を充足する経済財を，当企業の努力（犠牲）によって生産することに他ならないので，当企業の努力によってこの経済財を生産するプロセス（価値形成プロセス）と，市場においてその経済財を他者に引渡すプロセス（市場における経済財と対価との交換プロセス）とからなっている。ここでは，市場向け生産を行なっている一般的な製造企業を想定すれば，付加価値（損益）は，前者のプロセスにおいて形成されるとしても，会計上の損益は，後者のいわゆる販売プロセスにおいて認識される。なぜなら，前者の生産プロセスにおいて付加価値が形成されていることは，理念的には認められるにしても，売れ残り等があり得ることからすれば，現実に交換されるまでは，その損益の成立は，不確実だからである。一般的には，市場における経済財の引渡しと対価との交換によって初めて，損益は，確実性を具える（損益の獲得が，後戻りしない状況になる）に至るのである。したがって，確実性を不可欠とする会計上の損益は，価値生産活動の場合には，一般的には，販売時点において認識されなければならない。

このように，価値生産活動においては，損益産出事象は付加価値の生産を意味しているのに対して，会計上の損益認識事象というのは，一般に交換事象（あるいは販売事象）と考えられている。そこでは，図表６の（イ）に示したように，損益産出事象（付加価値生産事象）と会計上の損益認識事象（交換事象あるいは販売事象）とには，乖離が存在するのである。

それに対して，資本貸与活動の場合には，資本貸与時から期末時に至るまで，資本を貸与した（資金を貸与先に自由に利用させた），という事実が発生しているいじょう，貸与企業は，受取利息・保有損益を獲得できるための義務は，すべて履行したのである。したがって，当然のことに，

図表 6

（イ）価値生産活動

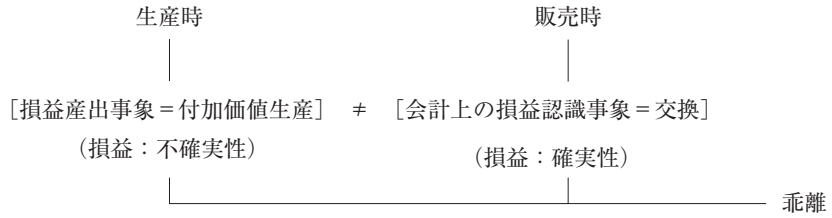

（ロ）資本貸与活動

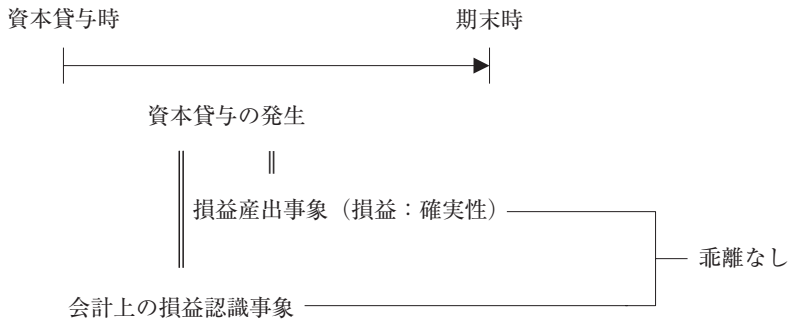

資本貸与に伴う損益を獲得することができる。つまり，資本貸与活動に伴う派遣分資産の損益は，確実性を具えているはずなのである。

このように考えれば，資本を貸与したという事実の発生は，一方，損益産出事象を含意しているとともに，他方，その損益に確実性を与えているいじょう，会計上の損益認識事象をも意味しているのである。かくして，価値生産活動とは異なり，資本貸与活動においては，損益産出事象と会計上の損益認識事象とには，乖離は存在しない。そのかぎりで，損益産出事象と会計上の損益認識事象とが，同一の資本貸与事象に具現化しているわけである。それを示したのが，上の図表の（ロ）に他ならない。[5)]

5）　もっとも，資本貸与事象の生起とともに，派遣分資産の損益（受取利息・保有損益）が，確実性の要件を充足しているという見解に対しては，貸倒れ等による回収不能額の存在を根拠にして，否定的な見方もあり得よう。

しかし，そうした見方は，信用経済が極度に発達した今日においては，妥当な理解とは言えない。すなわち，貸倒れ等による回収不能額の存在を根拠にして，確実性を否定するかぎり，価値生産活動における販売基準にしても，確実性がないことになり，認識基準として否定されなければならないことになる。つまり，現金基準しか認められないことになる。そうした見方では，極度に信用経済が発展した現代経済における企業の損益獲得活動を適切に表現できないことは，明らかであろう。そこで，近代会計は，販売収益の確実性と対価の回収の確実性とは別の事象として分離し，前者の販売収益については，売掛金という対価の獲得によって確実なものと認め，後者は，販売自体の成立とは別個の事象として取り扱うこととしたのである。　↗

（3）　派遣分資産の損益と確定性

次に，派遣分資産の損益（受取利息・保有損益）の数値が，確定性を具えていることを確認しておこう。派遣分資産には，それが人間労働力によって産み出されたものではないいじょう，物量的フローは，存在しない。そこに存在しているのは，将来の期待キャッシュインフローと利子率とによって計算されたストックの評価額だけである。したがって，その損益にしても，２時点間のストック評価額の差額として算出されるので，損益の数値の確定性いかんは，各時点のストック額の確定性のいかんにかかっているわけである。そうであれば，受取利息の場合には各時点の増価，そして保有損益の場合には各時点の売却時価の性質が，問われなければならない。

結論的には，定利獲得目的金融資産に関する前者の増価は，期待キャッシュインフローおよび当初の利子率によってその数値が決まるのであるから一意性があるし，かつそのキャッシュインフローおよび当初利子率は，資本貸与に関する当事者の合意したものであるから，客観性もある。したがって，確定性を具えているのである。また，投機目的有価証券に関する後者の売却時価に関しても，有価証券の保有者（資本を貸与した企業）は，市場における時価の高騰を期待して，その時価変動差額という投機的損益の獲得を企図しているのであるから，投機的損益算出の被控除数としては期末時時価（売却時時価）が一意的に措定されているし，しかも，その時価は，市場によって客観的に定められているいじょう，その数値には，確定性が具わっていると言えるのである。

このうち，前者の受取利息に関する増価の確定性には疑問の余地がないと言ってよいが，後者の保有損益に関する時価については，保有損益の性格を巡って，その数値に確定性があるかどうかにつき，異論があり得よう。そこで，若干の紙幅を割いておこう。

保有損益の性質については，既にⅡでふれたように，ふたつの見解があるが，そのうち，保有損益を，時間的に保有したことの損益とみる本稿の立場にたてば，期末時点で，保有したことによる投機的損益の獲得が想定されている。それが投機的損益の獲得を企図しているいじょう，期末時における売却時価が，問題になるが，その売却時価とは，市場価格を意味しているので，そ

↘　以上のように，損益の確実性の充足というのは，本来，現金の獲得ということとは無関係なのであるが，この点を，売買目的有価証券の保有損益に即して考えれば，次のようになる。いま，現在の売却時価が100である売買目的有価証券を，その期末時には売却時価が120になることを期待して，購入したとしよう。そして現実にそうなったとすると，本文で述べた保有損益説によれば，当該期末時に，保有損益20が生じなければならない。その場合，もし保有企業が，期末時近辺の時価が最高値である（つまり，将来値下がりする）と予想するならば，保有の終了（売却）を意思決定し，期末の市場に参加することによって売却時価120で売却していたであろう。したがって，期末時点で，売買目的有価証券の引渡しと交換に現金120を得ていたはずである。しかし，保有企業が，逆に，時価が将来さらに高騰すると予想するならば，将来の投機的損益の獲得を企図して，保有の継続を意思決定していただろう。したがって，依然として売買目的有価証券を保有しているが，しかし，現金は獲得できなかったはずである。

このように考えれば，現金獲得の有無は，「当該期期末後に，投機的損益の獲得を企図するかどうか」という，当期の損益計算とは別個の意思決定（経済活動）にかかわっているのである。逆に言えば，将来に関してそのいずれの意思決定（保有あるいは売却という経済活動）が選択されようと，それとは無関係に，当期の保有活動によって，当期損益計算には保有損益20が，この保有企業には生じているはずなのである。

そうであれば，現金の獲得ということは，論理的には，保有損益の確実性の充足には，かかわりがないはずなのである。

の数値には，客観性がある。したがって，確定性を具えているのである。

図表４の事例を用いて具体的にみてみよう。そこでは，「第Ⅰ期期末時に売却時価が120になり，投機的利益20（＝120－100）が獲得できる」ということを期待して，売却時価が100である第Ⅰ期購入時に，投機目的有価証券を購入したわけである。予想通りに事態が進展し，期末時に売却時価が120になったとすると，第Ⅰ期購入時から第Ⅰ期期末時まで有価証券を保有したことにより，売却時価が100から120にまで高騰したことの投機的利得を獲得したわけである。そして，その損益が，投機的利得を意味するかぎり，投機目的有価証券の期末額は，その売却時価120で評価されなければならないが，それが市場価格であるいじょう，その数値には，確定性があると言ってよいのである。

以上のように，保有損益を，２時点間の時価差額という投機的損益の獲得を企図しているとみるかぎり，期末時におけるその時価には，確定性が具備されていると言えるのである。逆に言って，期末時価に確定性がないとみなされなければならないのは，Ⅱで述べた疑似売却損益説の立場であろう。なぜなら，この立場に依拠するかぎり，期末時点で売却が想定されているのであるが，その場合には，期末時点における市場価格で売却できるかどうかは，定かではないからである。したがって，疑似売却損益説に依拠して売買目的有価証券（投機目的有価証券）の処理規約を構想するかぎり「保有損益」（疑似売却損益）の数値には，確定性が欠如していると言わざるを得ないのである。そのかぎりで，「保有損益」（疑似売却損益）を認識することは，理論的に否定せざるを得ないであろう。

保有損益を，保有したことの損益とみる立場に依拠するかぎり，上述した第Ⅰ期期末時の処理は，第Ⅱ期期末時および第Ⅲ期売却時にも，援用できるはずである。すなわち，第Ⅱ期期末時においても，第Ⅱ期期首時から第Ⅱ期期末時まで保有したことの投機的利益10は，共に確定した市場価格である130と120とによって算出されたと理解してよいのである。また，第Ⅲ期売却時においても，第Ⅲ期期首時から第Ⅲ期売却時まで保有したという事実が存するいじょう，その保有したことによる投機的損益が，生じたはずであるが，その投機的利益30も，共に確定した市場価格である160と130との差額として算出されたのである。したがって，確定性の要件は，クリアーしているわけである。

かくして，本稿の保有損益説に依拠すれば，その損益は投機的損益であるから，その損益計算の要素である期末時点の時価は，市場価格に他ならないので，確定性を具備していると言ってよいのである。

×　×　×　×　×

以上の（２）および（３）の検討結果に基づき，派遣分資産の損益の認識規約を定式化することにしよう。図表６（ロ）に示したように，資本貸与活動の場合には，価値生産活動の損益とは異なり，損益産出と会計上の認識とに，乖離は存在しない。つまり，資本を貸与したという事実の発生が，損益の産出事象を含意しているとともに，確実性および確定性を具えているので，会計上の損益認識事象ともなっている。したがって，その損益認識は，ある種の発生主義と表現してもよいであろう。

しかし，他面，価値生産活動にも発生主義という概念が存在するが，その内容は，異なっている。すなわち，価値生産活動上の損益は，交換的損益性という特質を帯びており，したがって，交換を構成する収益と費用というふたつの計算要素が，不可欠である。さらに，収益を起点とした計算方式であるために，（費用に関する）発生主義，（収益に関する）実現主義，そして（期間収益に対応する費用を抜き出すための）対応原則というみっつの処理原則が必要とされるのである。それに対して，資本貸与活動上の損益は，時間的損益性という特質を帯びており，時間の経過に伴う２時点間のストック評価額の差額として算出される利得（損失）という計算要素しか，存在しない。このように，価値生産活動の損益と資本貸与活動の損益とは，まったく異質な損益であり，したがって，発生主義の具体的な内容も，異なっている。そこで，資本貸与活動に関しては，狭義発生主義とよぶことにしよう。

改めて定式化すれば，資本貸与という事実の発生に基づき，資本貸与の時間分だけ，保有目的（定利獲得目的・投機目的）に規定されたストック価値（増価・時価）の増減差額を損益（受取利息・保有損益）として認識することが，狭義発生主義に他ならない。

（４）　主観のれん学説の立場

本稿は，以上のように，金融資産の損益の認識規約を狭義発生主義として定式化したが，そうした理解の根底には，資本貸与活動に関する損益は，価値生産活動に関するそれとは質的に異なっており，価値生産活動とのかかわりで定式化された実現概念の系譜によっては合理的に説明できない，という発想がある。すなわち，金融資産の損益は，資本貸与にかかわる時間的報酬であるから，時間の経過に伴う金融資産のストック評価額の増減差額が損益を形成するので，計算要素としては，利得（損失）という１面しか存在しないのである。それに対して，価値生産活動に関する損益は，交換的損益に他ならないので，計算要素としては，財貨の引渡し（費用）と対価の受取り（収益）というふたつのフローが不可欠なのである。したがって，その収益にかかわる実現概念を，金融資産の利得（損失）に援用することは，およそ不可能であると考えるのである。

それに対して，例えば主観のれん学説のように，実現概念を，金融資産の損益にも援用できると考える学説も，ある。すなわち，実現をもってキャッシュの獲得と定義するとともに，そのキャッシュ概念の拡大により，商品等の事業資産の売却損益のみならず，金融資産の損益（受取利息・保有損益）をも実現概念で説明できると主張するのである。そこで，金融資産の損益（受取利息・保有損益）が，本当に実現概念で説明できるのかどうか，ここに検討しなくてはならない。

この見解によれば，「投資にあたって期待され，その価値を決めているのが将来のキャッシュフローである以上，期待がどこまで実現したのかを測る事実もまた，投資から生じたキャッシュフローということになろう」（斎藤［1999］46ページ）として，実現の本質がキャッシュの獲得[6]に

6）　投資にあたって期待されているのが，将来のキャッシュだからと言って，期間計算における実現概念の要件をキャッシュフローの取得と決めつけてしまうのも，あまりに乱暴な話である。すなわち，投資の期↗

求められている。その場合に直ちに問題となるのは，そのキャッシュ概念の範囲である。つまり，販売基準を想定すれば明らかなように，その対価として，現金そのものではない売掛金等が認められている。ここに，キャッシュ概念の拡大ということが不可欠になるが，その点については，次のように述べられている（斎藤［1999］48ページ）。

> ところで，キャッシュフローといっても，そのキャッシュとはなにかを決めなければ，いつ利益が実現するのかも定まらない。一般には現金もしくは現金同等物であろうが，投資の成果をめぐる期待や実現をいうときには，もう少し広い概念が必要とされる。……（中略）……事業に拘束されない金融資産は，事業成果をとらえるときには現金同等物と変わらないはずであろう。

このように，実現の要件としてのキャッシュ概念は，現金から現金同等物（ここでは，売掛金と理解しておく），さらには，「事業に拘束されない金融資産」（ここでは，売買目的有価証券等のことと理解しておく）へと拡大されるのである。

事業資産の損益計算に関するキャッシュ概念の拡大を示せば，図表７における［A］のようになる（ただし，有価証券（売買目的有価証券）については，その時価が，取得時の100から110になったことを想定している）。

図表７

［実現に関するキャッシュ概念の拡大のプロセス］

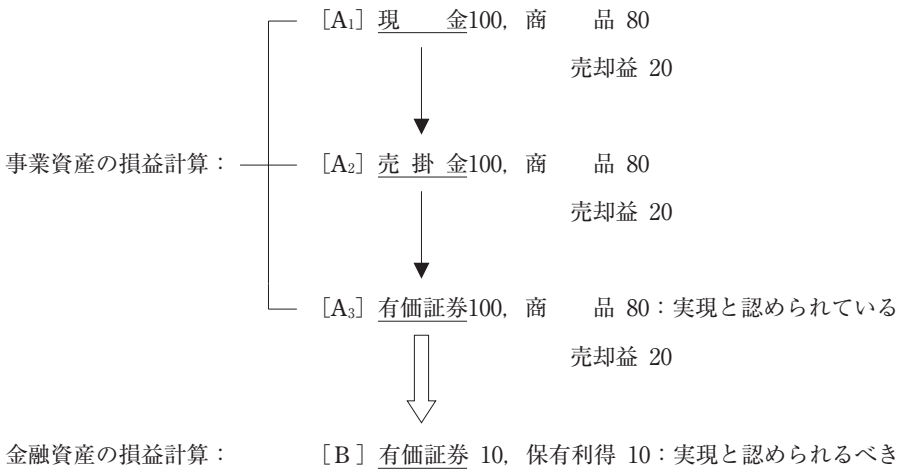

↘ 待が将来のキャッシュだと言うとき，そこで想定されているのは，当該プロジェクトにかかわる全体損益計算であるが，現行の会計実践において遂行されているのは，期間損益計算のはずである。そうであれば，少なくとも，全体損益計算と期間損益計算との原理的な関係を検討することなく，実現概念の要件をキャッシュフローの獲得と断定することなど，およそ不可能のはずである。しかし，その点は笠井［2009］第22章において詳述してあるので，ここではふれない。

この［A_1］・［A_2］・［A_3］は，いずれも，価値生産活動に関する実現概念に他ならないが，このうちの［A_3］を起点として，金融資産の（100から110への）時価変動に伴う［B］保有利得10も，次のような論理で，キャッシュの獲得としての実現で説明できると主張されている（斎藤［1999］54ページ）。

> 金融資産の流入が換金を待たずに事業投資の成果を実現させるのであれば，それらの金融資産に生じた価格の変動も，換金を待たずに投資（この場合は金融投資）の成果を実現させるといえそうである。金融資産は売らなくても金融資産なのだから，その価値の変動は金融資産の流入と変わらないというわけである。そのストックの変動は，現物のフローによるものでも市場価格の変動によるものでも，すべて利益を実現させるキャッシュフローの要素となるはずである。

以上のように，［A_3］において，キャッシュとみなされた有価証券100という対価の流入が実現とみなされるいじょう，［B］において，そのキャッシュとみなされた有価証券の100から110への時価変動に伴う保有損益もまた，キャッシュの流入に他ならず，したがって実現とみなされるべきだ，ということのようである。つまり，事業資産の売却益［A_3］も，金融資産の保有損益［B］も，共にキャッシュの取得としての実現概念で説明できる，というのが主観のれん学説の主張のようである。

しかし，こうした論理が，本当に成立するのであろうか。その論法は，あまりに強引であり，その論理過程の至る所に綻びが生じているのであるが[7]，ここでは，その結論だけを検討するにとどめよう。

ただし，商品の売却にさいして受取った有価証券の時価変動が投機的利得になるというのは，特異なケースであり，一般性がない。そこで，ここでは，第Ⅰ期期中に時価100で購入した有価証券が，第Ⅰ期期末には時価が120となったという事例を用いることにしよう。この一連の事象は，次のように仕訳されなくてはならない。

図表 8

第Ⅰ期購入時：	有価証券100，	現　　金100
第Ⅰ期期末時：	有価証券 20，	保有利得 20
第Ⅱ期売却時：	有価証券 30，	保有利得 30
	現　　金150，	有価証券150

売買目的の有価証券が，純理論的にはこのように表現されなければならないとしたら，問題は，キャッシュの取得をもって実現したとみなす主観のれん学説の考え方によって，上記の仕訳が，合理的に説明できるのかどうか，あるいは論理的に導出できるのかどうかという点である。具体的には，第Ⅰ期購入時の仕訳の意味内容が，問われなければならない。すなわち，第Ⅰ期期末時

7）主観のれん学説の実現概念の理論的破綻については，笠井［2009］第22章を参照されたい。

の時価120と第Ⅰ期購入時の時価100との差額20がキャッシュであるとすれば，第Ⅰ期期末時の時価120および第Ⅰ期購入時の時価100もまた，キャッシュでなければならないであろう。つまり，第Ⅰ期購入時に有価証券100というキャッシュを受入れていることになる。そうであれば，主観のれん学説の実現概念に関する理解の仕方に依拠するかぎり，その時点で，既に，実現が生じていなければならないのではないだろうか。

もっとも，そこに，どんな損益が生じたのかは，定かではないが，それを究明するのは，主観のれん学説の責務であるから，ここでは，仕訳の外形から可能なひとつの推測を試みることにしたい。すなわち，第Ⅰ期購入時には，第Ⅰ期期末時とは異なり，有価証券ストック額の単なる時価変動があったのではなく，他方で現金支出という投下資本100があったのである。したがって，有価証券100というキャッシュの流入は，投下された資本100に随伴して生じたものであるから，そのかぎりで，いわば回収された資本と位置づけることも，不可能ではないであろう。そうであれば，同額ではあれ，投下資本（費用）100と回収資本（収益）100とが対になって生じているのであるから，そこには，０という数値の売却益に類した利益が，生じているとでも考えなければならないのではないだろうか。しかし，その実態が不明なので，とりあえず，「」を付して，「売却益」と表記することにしよう。

購入した有価証券100をキャッシュとみるかぎり，そして本来交換的損益を定式化した実現概念が作用するとみるかぎり，つまり，主観のれん学説の主張する実現概念に準拠するかぎり，論理的には，そのようにでも考えざるを得ないのである。

第Ⅰ期購入時の仕訳をそのように理解するかぎり，第Ⅰ期期末時の仕訳における借方の有価証券20は，第Ⅰ期購入時の回収額100の修正とでも考えなければならなくなる。したがって，時価変動差額をキャッシュの入りとみなし実現が生じたとする主観のれん学説の論理をもってすれば，その仕訳は，次のようにならなければならないと思われる。

図表９

第Ⅰ期購入時：有価証券100，現　　金100
「売却益」　0
第Ⅰ期期末時：有価証券 20，収益修正 20

キャッシュの取得をもって実現とみなす主観のれん学説の考え方によれば，こうした仕訳になるのではないだろうか。実現主義というのは，もともと，価値生産活動における交換的損益を対象にして形成された概念であるから，その実現概念を導入するかぎり，現金の出と有価証券というキャッシュの入りとの交換によって，損益が算出されることは，実現概念のそもそもの理念に適合していると言えないこともない。

その点，有価証券の損益を，実現主義によってではなく，資本貸与活動に関する狭義発生主義によって認識する本稿の立場においては，第Ⅰ期購入時には，損益は，発生しない。なぜなら，資本貸与の時間分だけ，保有目的に従った損益の認識を是認するのが，狭義発生主義に他ならないが，そうした定義に準拠するかぎり，損益は，資本貸与の時間分だけ認識されるいじょう，時

間の経過がない第Ⅰ期購入時には，損益の発生など，純理論的にはあり得ないからである。時間が経過した第Ⅰ期期末時においてのみ，ここでは，時価差額の獲得という保有目的に従って，時価差額としての保有損益が発生するのである。したがって，狭義発生主義の立場にたてば，その仕訳は，正に図表８のようになるのである。

主観のれん学説における実現概念の考え方によれば，売買目的有価証券等に関する仕訳は，理論的には，図表９のようにならざるを得ず，とうてい，資本貸与活動における時間的損益を表現しているとは言えないのである。

以上のように考えれば，主観のれん学説のように，原価評価された事業資産の損益，および時価評価された売買目的有価証券（さらには償却原価評価された満期保有目的金融資産）の損益を，共に，実現概念によって説明できるとする主張は，理論的に破綻しているのである。そこで，最後に（５）において，このように理論的に破綻したことの原因を穿鑿することとしたい。

（５）　理論的破綻の原因

それでは，上記のような主観のれん学説の理論的破綻の原因は，どこにあるのであろうか。そのことの究明は，説明理論の構築にとりきわめて重大な課題であるにもかかわらず，現代会計理論は，まったく関心を寄せてないのである。そこで，筆者なりに究明しなければならないが，その理論的破綻の状況は，かなり複雑なので，その点をまず確認しておこう。

図表10

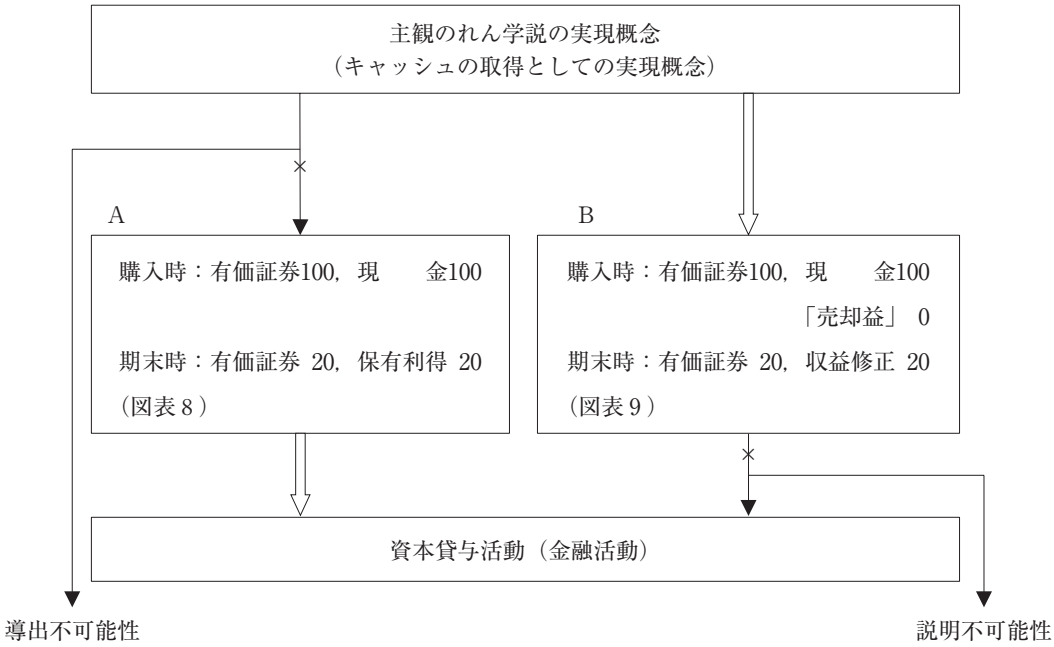

主観のれん学説は，その実現概念に基づいて，どうやらＡのような仕訳を想定しているようであるが，純理論的には，Ａの仕訳を導出することは，不可能なのである。結論的には，主観の

れん学説の実現概念に依拠するかぎり，Bのような仕訳にならざるを得ないと本稿は考えている。このように，本来Bが演繹されるべきなのに，Aが導出されるのは，ひとつの理論的破綻と言ってよいであろう。そこで，BではなくAが導出されてしまったことの原因が，穿鑿されなければならないが，結論的には，期中記録の軽視にあると思われるので，その点を（ⅰ）で検討する。

ただし，仮に主観のれん学説においてBが導出されたとしても，問題が解決されるわけではない。なぜなら，このBの仕訳は，基本的には，価値生産活動の表現形式に他ならず，資本貸与活動を合理的に説明することなど，およそ不可能だからである。そうであれば，問題は，主観のれん学説においては，どうして，資本貸与活動に関する妥当な仕訳を形成できなかったのか，という点である。その原因は，主観のれん学説における事業資産・金融資産という資産分類にあると思われるので，その点を（ⅱ）で取り上げることにしたい。

（ⅰ）　期中記録の軽視

主観のれん学説の実現概念によれば，本来，Aではなく，Bのような仕訳が形成されるべきであると本稿は考えているが，それなのに，なぜAのような仕訳を想定してしまったのであろうか。その原因を明確に自覚しておかないと，同じ過誤を繰返しかねない。その意味で，その原因を探ることは，重要な作業なのである。

結論的には，その原因は，現代会計学説が，もっぱら，部分の論理しか見ておらず，全体の論理を看過している点にあると言ってよいであろう。すなわち，売買目的有価証券の時価評価が導入されると，当面の課題は，時価評価差額の処理であるから，もっぱら［売買目的有価証券××，保有損益××］をどのような認識基準で計上するのか，ということが問題になる。そして，例えば主観のれん学説のように，売買目的有価証券をキャッシュとみなすといった解決策が試みられるが，その努力は，そこで終ってしまう。部分の変更が，変更された箇所以外にも影響を及ぼすかもしれない，といった可能性にはまったく思いを巡らさないのである。現に，主観のれん学説は，図表8における期末仕訳［売買目的有価証券20，保有利得20］の計上可能性しか検討しておらず，その有価証券20をキャッシュとみなしたことが，購入時に何らかの影響を与えるかもしれない，といったことはまったく想定されていないのである。

しかし，会計がひとつの全体をなしているとしたら，その一部の変更は，全体に影響している可能性がある。したがって，その影響全体の合理性を見定めないかぎり，一部の処理の妥当性いかんを評定できないはずなのである。当面の問題について言えば，期末時の［売買目的有価証券××，保有損益××］の解釈のみならず，購入時の［売買目的有価証券××，現金××］の解釈についてまで検討しなくてはならない。こうした問題意識を，本稿は全体の論理とよんでいるが，現代会計学説には，こうした全体の論理という問題意識が欠如しているのである。

そうであれば，現代会計学説には，どうして全体の論理という問題意識が欠如しているのか，ということがさらに問われなければならないが，結論的には，意思決定有用性に規定されて，期中記録が軽視されている（もっぱら期末仕訳にしか関心が寄せられていない）ことに，その原因があると言ってよいであろう。例えば，期末において［売買目的有価証券20，保有利得20］といっ

た時価変動差額に関する仕訳がなされさえすれば，貸借対照表における売買目的有価証券は，時価で評価されることになる。投資家の意思決定への役立ちという観点からすれば，売買目的有価証券が貸借対照表において時価評価されていれば，それで事足りるのであろう。ことさらに，購入時の処理にまで遡ることなど，ないということになろう。

このように，意思決定有用性を金科玉条視するかぎり，もっぱら財務諸表（における利益）が関心の的になり，財務諸表項目が，期末仕訳により投資意思決定に役立つように修正されていれば，よいということになろう。こうした見方をここでは財務諸表中心観とよべば，主観のれん学説の実現概念が図表９の仕訳を思い描けなかったことの原因は，こうした財務諸表中心観に帰せられるのである。

こうした理論的誤りを避けるためには，期中の記録を重視し，その一連の仕訳が，全体として論理的に首尾一貫するように形成されなければならないのである。こうした見方を，ここでは記録中心観とよべば，本稿の理論体系は，この記録中心観に基づいて構築されていると言ってよいであろう。

（ⅱ）　事業資産・金融資産分類と損益の質的相違の識別不可能性

以上のように，主観のれん学説の実現概念によって導出されるのは，ＡではなくＢなのである。しかし，そのことが判明したとしても，問題が，解消されたわけではない。なぜなら，既述のように，このＢでは，資本貸与活動を合理的に説明できないからである。したがって，主観のれん学説によっては，どうして，資本貸与活動に関する妥当な仕訳が形成できなかったのか，ということが改めて問われなければならない。

この点，本稿は，次のように考えている。すなわち，主観のれん学説においても，金融資産という概念が存在しているが，それと対になっている資産概念は，事業資産であるが，問題は，この事業資産・金融資産という資産分類の素性であろう。すなわち，この資産分類は，主観のれんの有無をメルクマールとしているが，実は，そのメルクマールは，単に損益の認識時期の遅速を規定する論理しか具備しておらず，損益の質的相違を識別することは，理論的に不可能なのである。

すなわち，事業資産には，主観のれんが存在するのであるが，保有時点における主観のれん額は，あくまで単なる予測値あるいは期待値にしかすぎない。したがって，損益計算上の確実性・確定性に欠けているので，この資産の場合には，通常，確実性・確定性が充たされる販売時点まで，損益の認識を遅らせることになる。それに対して，金融資産には，主観のれんが欠如しているので，販売時点まで損益の認識を遅らせることなく，（４）で述べたように，時価変動を直ちに損益に反映させてよいと主観のれん学説は主張するのである。

このように，主観のれんの有無は，損益の認識時点の遅速を規定することができるだけであり，交換的損益か時間的損益か，あるいは，収益・費用の二面的損益計算か利得（損失）のみの一面的損益計算か，といった利益の質的相違（利潤産出の在り方の相違）を識別する論理は，もともと具えていないのである。

そして，伝統的会計理論は，価値生産活動しか想定していないために，実現概念にしても，収

益と費用との交換的損益を念頭において形成されてきた。主観のれん学説は，その実現概念を拡大して，資本貸与活動（金融活動）にも援用してしまったために，図表９に示したように，価値生産活動に類した損益計算になってしまったのである。

そのように考えれば，ここで指摘した主観のれん学説の理論的破綻は，事業資産・金融資産という資産分類が，利益計上の遅速を規定できる論理しか具えていない，ということに胚胎していると言ってよいであろう。そのことは，利益の質的相違を識別できる資産分類に依拠することの必要性を示唆している。

現実に，本稿が準拠する企業資本等式における充用分資産と派遣分資産という資産分類は，利潤産出の在り方に基づいているので，交換的損益（二面的損益計算形態）と時間的損益（一面的損益計算形態）という利益の質的相違を適切に識別できたのである。

参 考 文 献

井尻［1968］：井尻雄士著『会計測定の基礎』東洋経済新報社
加古［1991］：加古宣士稿「公表財務諸表制度における時価情報の地位」『会計』第139巻第３号
笠井［2005］：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井［2009］：笠井昭次著『現代日本会計学説批判――評価論に関する類型論的検討――Ⅲ』慶應義塾大学出版会
斎藤［1999］：斎藤静樹著『企業会計とデイスクロージャー』東京大学出版会
醍醐［2008］：醍醐聰著『会計学講義［第４版］』東京大学出版会
広瀬［1995］：広瀬義州稿「取得原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第１号